

丸亀市監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により執行した財政援助団体への監査結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 18 年 8 月 31 日

丸亀市監査委員 大 岡 正 典

丸亀市監査委員 高 橋 等

監査対象団体 ふれ愛の町みなみをつくる会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 17 年度に支出した地区コミュニティ『ふれ愛の町みなみをつくる会』への補助金にかかる出納その他事務
- 3 事前調査日 平成 18 年 6 月 26 日から 7 月 13 日
- 4 監査執行日 平成 18 年 7 月 14 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交付根拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補助目的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する
交 付 額	2,075,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

城南地区地域住民の自主的活動により、健康で明るい文化的生活を築き、地域コミュニティづくりの推進を図ること。

(2) 事業

- ア 啓発活動の積極的推進
- イ 健康づくり運動の推進
- ウ 健康栄養思想の普及
- エ 地域環境対策の推進
- オ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- カ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- キ 生活改善指導の推進
- ク その他目的達成のために必要な事項

(3) 事務所所在地

丸亀市山北町 200 番地 1 丸亀市城南コミュニティセンター内

(4) 会員

城南地区の住民

(5) 組織

総会、評議員会、役員会、6 部会（総務部、保健部、体育部、社会部、環境部、福祉部）、特別委員会（ふれあいまつり実行委員会）、事務局

(6) 役員等

会長 1 名、副会長若干名、会計 1 名、書記 1 名、監事 2 名、事務局長 1 名、
幹事若干名

7 監査方法

地区コミュニティ『ふれ愛の町みなみをつくる会』への平成 17 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る会計経理は、おおむね適正に執行されていたが、その他事務について次に掲げる事項は、改善・検討の必要性を認める。

(1) 補助金を交付する所管部課においては、補助効果及び補助条件の履行の確認を行うために実績報告書の提出を求めているものである。しかし、提出されているのは総会資料であり、内容としては総会用に作成された事業経過の報告である。

ついては、実績報告書の作成について所管部課の指導を得る等により、各種事業が事業計画及び補助金交付条件に従って履行され、十分効果が上がっている事が確認できる内容とすること。

(2) 各種事業に伴う謝礼用物品の購入については、補助目的を達成するために必要な物品購入であることを明らかにするため、購入目的、物品名、数量、単価、配布先等、必要事項を明記すること。

(3) 補助金を交付する所管部課の協力を得る等により、会計処理上の責任体制の確立及び補助金に係る収支の会計処理手続の明確化に努めていただきたい。

(4) 公立学校等の各行事に対する祝い金や各行事での記念品費等の支出については慎重を期すること。

なお、軽易な事項については口頭にて指摘した。

9 意見

コミュニティにおいては、自主性をもち地域住民の健康増進、福祉の向上、地域環境対策の推進等、地域に合った独自の活動を展開され、心ふれあう地域づくりに鋭意努力されていることは、非常に評価するものである。

事務処理等については各コミュニティ独自の方法で処理しているので、補助金交付の所管部課において、各コミュニティの実態を把握し、ある一定のルール作りを行うなど適切な助言・指導に努めていただきたい。

監査対象団体 郡家校区地域づくり推進協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 17 年度に支出した地区コミュニティ『郡家校区地域づくり推進協議会』への補助金にかかる出納その他事務
- 3 事前調査日 平成 18 年 6 月 26 日から 7 月 13 日
- 4 監査執行日 平成 18 年 7 月 14 日
- 5 補助金の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金
交付根拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱
補助目的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する
交 付 額	2,618,000 円
所 管 課	生活環境部生活課

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

郡家校区地域住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進する。

(2) 事業

- ア 啓発活動の積極的推進
- イ 健康づくり運動の推進
- ウ 保健栄養思想の普及
- エ 地域環境対策の推進
- オ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- カ 教育文化活動及びレクリエーションの推進
- キ 生活改善指導の推進
- ク 自治会、関係機関、諸団体との連絡・運営及び諸事業に対する協力及びこれらの推進
- ケ その他、本会の目的達成のために必要な事項

(3) 事務所所在地

丸亀市郡家町 800 番地 1 丸亀市郡家コミュニティセンター内

(4) 会員

郡家校区内の住民及び団体

(5) 組織

総会、役員会、幹事会、7 部会（総務部、人権擁護部、地域環境部、地域安全部、社会福祉部、保健増進部、体育増強部） 特別委員会、事務局

(6) 役員等

会長 1 名、副会長 4 名、事務局長 1 名、会計 1 名、書記 1 名、監査 2 名、部会長 7 名

7 監査方法

地区コミュニティ『郡家校区地域づくり推進協議会』への平成 17 年度補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る会計経理は、おおむね適正に執行されていたが、その他事務について次に掲げる事項は、改善・検討の必要性を認める。

(1) 補助金を交付する所管部課においては、補助効果及び補助条件の履行の確認を行うために実績報告書の提出を求めているものである。しかし、提出されているのは総会資料であり、内容としては総会用に作成された事業経過の報告である。

については、実績報告書の作成について所管部課の指導を得る等により、各種事業が事業計画及び補助金交付条件に従って履行され、十分効果が上がっている事が確認できる内容とすること。

(2) 各種事業に伴う謝礼用物品の購入については、補助目的を達成するために必要な物品購入であることを明らかにするため、購入目的、物品名、数量、単価、配布先等、必要事項を明記すること。

(3) 補助金を交付する所管部課の協力を得る等により、会計処理上の責任体制の確立及び補助金に係る収支の会計処理手続の明確化に努めていただきたい。

(4) 公立学校等の各行事に対する祝い金や各行事での記念品費等の支出については慎重を期すること。

なお、軽易な事項については口頭にて指摘した。

9 意見

コミュニティにおいては、自主性をもち地域住民の健康増進、福祉の向上、地域環境対策の推進等、地域に合った独自の活動を展開され、心ふれあう地域づくりに鋭意努力されていることは、非常に評価するものである。

事務処理等については各コミュニティ独自の方法で処理しているので、補助金交付の所管部課において、各コミュニティの実態を把握し、ある一定のルール作りを行うなど適切な助言・指導に努めていただきたい。

監査対象団体 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平成 17 年度に支出した「社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会」への補助金にかかる出納その他事務
- 3 事前調査日 平成 18 年 6 月 26 日から 7 月 13 日
- 4 監査執行日 平成 18 年 7 月 14 日
- 5 補助金の概要

補 助 金 等 の 名 称	補 助 金 額
社会福祉協議会運等補助金	95,645,331 円
飯山地区社会福祉協議会活動助成金	645,220 円
丸亀市福祉大会開催補助金	1,516,000 円
精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金	1,749,670 円
合 計	99,556,221 円

6 監査対象団体の概要

(1) 事業の目的

丸亀市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。

(2) 事業の概要

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 老人居宅介護等事業
- ク 障害福祉サービス事業（居宅介護丸亀市社会福祉協議会）
- ケ 老人デイサービス事業
- コ 福祉サービス利用援助事業
- サ 福祉に関する相談事業
- シ 生活福祉資金貸付事業
- ス 小口資金貸付事業
- セ ボランティア活動の振興
- ソ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 事務所所在地

丸亀市大手町二丁目1番7号 ひまわりセンター内
従たる事務所

丸亀市綾歌町栗熊西782番地及び丸亀市飯山町下法軍寺581番地1

(4) 組織

理事会(理事18名、監事2名)、評議員会(評議員37名)、会員、委員会、事務局

(5) 役員等

会長1名、副会長2名、理事18名、監事2名、顧問若干名

7 監査の観点

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

上記事項に基づき、それぞれの関係帳票、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続きを実施した。

4 監査の結果

補助金等に係る収支の会計経理は適正に執行され、帳票、証票書類は良好に整備されていたが、支出については、請求書等の検査検収を行い債務が確定した上で支払うのが基本であることから、口座引落しにより支払いをする場合においても検査検収を確立することを求めた。

また、事業においても補助目的に従いおおむね適正に執行されていた。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘し、善処方を指示した。